

# 前回の振り返り

---

- ・ 検討の進め方について
- ・ 法定外税の必要性について
- ・ 法定外税の検討 その1

# 1 検討の進め方について

- 各論点について、市内部で連絡調整したうえで資料作成等を行い、有識者から意見を聴取する。

(委員コメント)

環境税は、環境施策と課税の間にある施策であり、庁内協力体制が不可欠である。

- 有識者から意見を聴取して作成した素案について、環境審議会に諮問し、答申を得る。
- 環境審議会には、有識者会議を代表して会長が出席する。
- 一般的な道府県産廃税条例の構成を参考に、考えられる主な論点は次のとおり。

## 【考えられる主な論点】

1 税導入の必要性

2 用途

3 課税物件（課税客体）

課税の対象とされる物・行為又は事実

4 課税標準

課税物件を具体的に数量や金額で示したもの

5 納税義務者

6 税率

7 徴収方法

8 非課税事項

9 課税の対象期間

10 骨子案

11 最終案

## 2 法定外税の必要性について

廃棄物最終処分場の構造について確認し、次のとおり説明

- ・ 処分場に起因する様々な行政需要
- ・ 本市に立地している産業廃棄物最終処分場の現況

(委員コメント)

最終処分場の立地に適しているのは、表流水や地下水の流出域としてリスクが少ない場所であり、まずは海域、次に河川の下流域である。  
本市にある民間の廃棄物最終処分場は房総丘陵山間部の多雨地域に立地しており、自然災害のリスクが高い。

- ・ 新たに法定外税を導入することで、廃棄物最終処分場の立地・拡大の抑制及び様々な行政需要に対応した財源確保を図っていく。

(委員コメント)

行政需要を根拠の一つとして課税することは難しいと考えられる。別の主たる根拠によることを検討すべき。

- ・ 税を環境施策の手段とすることの根拠を環境基本法や君津市環境保全条例における「環境の保全上の支障を防止するための適正な経済的負担を求める措置」と位置付ける。

(委員コメント)

環境基本法 22 条第 2 項及び君津市環境保全条例第 12 条第 2 項を根拠とすれば、財政需要を具体的に試算しない限り税率が試算できないという議論には陥らない。

(委員コメント)

産廃行政を直接的に所管しない市町村が産廃税を創設する場合には、誘導型の税制で仕組んでいくというところが一つの特徴になるのではないか。

前回資料を修正

資料 2 「法定外税の必要性について」 Ver 2

### 3 法定外税の検討 その1

- ・ 地方税法の規定や法定外税に対する同意に係る処理基準及び留意事項等についての総務省通知等を参照しながら法定外税制度について確認

(委員コメント)

地方分権改革のなかで課税自主権を行使する余地が広がったところ、総務省の通知はそれを押し戻すような内容といえる。地方分権、地方自治の精神を踏まえて正々堂々と議論していくべき。

- ・ 全国で導入されている産廃税の主な仕組みについて確認
- ・ 検討する新税の仕組みの例、使途の考え方について説明

(委員コメント)

処分場が立地する市町村において課税する場合は、最終処分業者に課税するのが適切なのではないか。

(委員コメント)

施設の拡張を抑制するという誘導の策と考えた場合、立地する施設そのものの規模に対する課税は、一定の有効性を持つのではないか。

- ・ 税の区分について、法定外目的税と法定外普通税の特徴を確認し、法定外普通税が適当ではないかと説明

(委員コメント)

目的税なのか普通税なのかは、それぞれどのような理由があるのか考えるべき。目的税については、納税者の納得を得やすいということであるが、現在1社しか立地していない本市にとって、果たしてそのようなメリットが認められるか。

前回資料を修正

資料3 「法定外税の検討 その1」 Ver 2